

令和6年 第2回

仁木町議会定例会会議録

開 会 令和6年6月19日（水）

閉 会 令和6年6月19日（水）

仁 木 町 議 会

令和6年第2回仁木町議会定例会議事日程

◆日 時 令和6年6月19日（水曜日）午前 9時30分 開会
◆場 所 仁木町役場 3階議場

◆議事日程

- | | |
|-------|---|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 議会運営委員会委員長報告 |
| 日程第3 | 会期の決定 |
| 日程第4 | 諸般の報告 |
| 日程第5 | 行政報告 |
| 日程第6 | 報告第1号 令和5年度仁木町繰越明許費繰越計算書の報告について |
| 日程第7 | 一般質問 仁木水泳プールの今後の活用について（前田春奈議員）
よりよい介護保険制度を（上村智恵子議員） |
| 日程第8 | 議案第1号 令和6年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第2号） |
| 日程第9 | 議案第2号 令和6年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第10 | 議案第3号 令和6年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第11 | 議案第4号 仁木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について |
| 日程第12 | 議案第5号 仁木町水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部を改正する条例制定について |
| 日程第13 | 議案第6号 大江辺地に係る総合整備計画の変更について |
| 日程第14 | 議案第7号 北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更について |
| 日程第15 | 議案第8号 令和6・7年度仁木町民スキー場リフト・ナイター照明改修工事請負契約の締結について |
| 日程第16 | 意見案第3号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書 |
| 日程第17 | 議員の派遣 |
| 日程第18 | 委員会の閉会中の継続審査 |
| 日程第19 | 委員会の閉会中の所管事務調査 |

令和6年第2回仁木町議会定例会会議録

開 会 令和 6年 6月19日(水) 午前 9時30分
 閉 会 令和 6年 6月19日(水) 正 午

議 長 横 関 一 雄 副 議 長 嶋 田 茂

出席議員（9名）

1 番 前 田 春 奈 2 番 山 内 健 生 3 番 木 村 章 生
 4 番 佐 藤 秀 教 5 番 野 崎 明 廣 6 番 宮 本 幹 夫
 7 番 上 村 智恵子 8 番 嶋 田 茂 9 番 横 関 一 雄

欠席議員（0名）

な し

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町 長	佐 藤 聖一郎	産 業 課 長	浜 野 崇
副 町 長	林 幸 治	産 業 課 参 事	河 井 健
教 育 長	岩 井 秋 男	建 設 課 長	渡 辺 優
総 務 課 長	鹿 内 力 三	教 育 次 長	和 田 秀 文
総 務 課 参 事	濱 田 敬 司	農 業 委 員 会 会 長	木 田 憲 一
財 政 課 長	新 見 信	農 業 委 員 会 事 務 局 長	(浜 野 崇)
会 計 管 理 者	伊 藤 利 文	選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長	芳 岡 廣
企 画 課 長	奈 良 充 雄	選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長	(鹿 内 力 三)
住 民 環 境 課 長	本 多 弘 一	代 表 監 査 委 員	原 田 修
福 祉 課 長	菊 地 健 文	識 見 監 査 委 員	今 井 聡 裕
福 祉 課 参 事	浜 野 公 子		

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 可 児 卓 倫
 総 務 議 事 係 長 佐 藤 祐 亮

開 会 午前 9時30分

○議長（横関一雄）おはようございます。

定刻となりましたので、これから会議を始めたいと思います。只今の出席議員は、9名です。

定足数に達していますので、只今から令和6年第2回仁木町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（横関一雄）日程第1『会議録署名議員の指名』を行います。

本日の会議録署名議員は、仁木町議会会議規則第124条の規定により、1番・前田議員及び2番・山内議員を指名します。

日程第2 議会運営委員会委員長報告

○議長（横関一雄）日程第2『議会運営委員会委員長報告』を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。木村委員長。

○議会運営委員会委員長（木村章生）皆さん、おはようございます。

議会運営委員会決定事項について、報告いたします。本定例会を開催するにあたり、6月7日金曜日に議会運営委員会を開催し、本日開会の定例会の会期日程等議会運営に関する事項について調査いたしました。

委員会決定事項。まずはじめに付議事件について申し上げます。本定例会には、報告1件、議案8件、意見書1件の計10件が付議されており、他に仁木町議会会議規則第60条の規定に基づく一般質問の通告が2名から2件提出されております。

次に、議事進行について申し上げます。日程第5まではこれまでと同様に進めます。日程第6の繰越明許費繰越計算書については、地方自治法施行令第146条第2項に基づく報告でございます。日程第7の一般質問については、通告順に従って、前田議員1件、上村議員1件の順でございます。日程第8から第10の補正予算については、いずれも即決審議でお願いいたします。日程第11から第12の条例改正については、いずれも即決審議でお願いいたします。日程第13の計画変更については、即決審議でお願いいたします。日程第14の規約変更については、即決審議でお願いいたします。日程第15の請負契約については、即決審議でお願いいたします。日程第16の意見書については、即決審議でお願いいたします。なお、提出者及び賛成者につきましては、お手元に配布のとおりでございます。日程第17の議員の派遣については、仁木町議会会議規則第126条の規定による議員派遣でございます。派遣内容等については、お手元に配布のとおりでございます。日程第18・委員会の閉会中の継続審査、日程第19・委員会の閉会中の所管事務調査については、お手元に配布のとおり、各委員長より申し出がございます。

続いて、会期について申し上げます。令和6年第2回仁木町議会定例会招集日は本日6月19日水曜日、会期は、開会が6月19日水曜日、閉会が6月20日木曜日の2日間といたします。

最後に当面する行事予定については、お手元に配布のとおりです。以上、議会運営委員会決定事項についての報告を終わります。

○議長（横関一雄）委員長の報告が終わりました。

委員長報告のとおり、議事を執り進めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認め、そのように決定しました。

日程第3 会期の決定

○議長（横関一雄）日程第3『会期の決定』の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員会委員長報告のとおり、本日6月19日から6月20日までの2日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日6月19日から6月20日までの2日間とすることに決定しました。

日程第4 諸般の報告

○議長（横関一雄）日程第4『諸般の報告』でございます。

議長諸般の報告については、議会運営委員会委員長報告のとおり、本会議場での報告を省略いたします。

なお、お手元に報告書を配布しておりますので、後程ご高覧願います。

これで、諸般の報告を終わります。

日程第5 行政報告

○議長（横関一雄）日程第5『行政報告』を行います。

佐藤町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）令和6年第2回仁木町議会定例会が開催されるに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日ここに令和6年第2回仁木町議会定例会を開催いたしましたところ、横関議長、嶋田副議長をはじめ、議員の皆さまにおかれましては、何かとご多忙のところこのようにご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。また、原田代表監査委員、今井監査委員、木田農業委員会会長、芳岡選挙管理委員長におかれましても、万障繰り合わせの上、ご出席を賜り誠にありがとうございます。

後程、行政報告の中で申し上げますが、先般、後志総合開発期成会の定期総会が開催され、その後、横関議長とともに、国や道に対しまして要望活動を行ってまいりました。私は農林部会長としての立場で各関係箇所に赴き、後志農業の現状と課題につきまして、部会メンバーとともに訴えてまいりました。後志地域の農業は、多様な地勢と気候のもと、水稻、畑作野菜、果樹、酪農、畜産など幅広い分野の生産が行われ、北海道農業の縮図と称されるほど多岐にわたる農業経営が展開されております。令和3年度の概算値では、北海道のカロリーベース自給率は223%で全国トップクラスとなっており、北海道は我が国最大の食料供給地域として重要な役割を担っております。一方で、日本の食料自給率は、令和4年度の概算値で38%と先進国の中で最低の水準となっております。食料自給率とはそもそも国内で消費された食料のうち、国産の占める割合のことを指しておりますが、この数値を我々国民はどのように受け止めて、未来の国の食

を考えていくべきなのか、またその現実と向き合い地域として今後何をすべきなのかという使命のもと、農林部会として要望を行ってきたところであります。日本の食料自給率が低くなってしまった理由として、時代の流れとともに、食生活の多様化により、輸入に依存してきたことや、農業人口の減少などによる農業生産力の低下が大きな要因となっております。日本は食料安全保障において可能な限り国内で食料を生産させる自立性と、食料の輸入において安定性と多様性を確保するための協調性を両立させることが重要であると言われておりますが、現在抱えている様々な地域農業を取り巻く課題を解決しなければ、根本的な解決策にはつながらず、後志地域においても、国や道に対し、この度の要望活動で、現状と課題を訴えている次第であります。将来の我が国の食を考える上で、現在の農業をいかにして持続可能なものにしていくか、本町も自らの問題として捉え、引き続き課題解決に向けた取組を進めてまいりたいと考えております。

本題に戻りますが、本定例会には、木村議会運営委員長からご説明がありましており、報告1件、議案8件、計9件の議案を提出しております。格別のご審議を賜りますようお願い申し上げまして、令和6年第2回仁木町議会定例会開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。

それでは行政報告をさせていただきます。

はじめに、ベトナム視察について申し上げます。先般4月15日から23日にかけてベトナム北部方面へ新おたる農業協同組合 森代表理事組合長と共に継続的な人材確保やベトナムとの相互理解や認識を深めることを目的とした海外視察を行ってまいりました。今回の視察の背景として、昨年6月、ベトナム国内で人材派遣事業を展開しているハイフォングループや、町内で実習生の派遣業務を請け負っている管理団体、ベトナム政府関係機関の国家農業エクステンションセンター、ベトナム国内の短期大学4校の関係者が来町され、本町との間で「農業教育に関する覚書」を交わしました。その際の同行者の中にはベトナム農業農村開発省のナム副大臣も同席され、締結の目的であるベトナム国内の農業技術発展はもとより、文化交流の促進による相互理解の醸成など、長きにわたりベトナム政府や関係機関との良好な関係を構築していくため、今般、ベトナムを訪問し、ナム副大臣や関係者と再会し、初期の目的や、今後の方向性について互いに再確認してきたところであります。

同時に、この度の視察を契機にベトナム農村地域の実態を把握することも目的に、一般社団法人 日越食文化協会の代表理事を務められている松尾智之氏にコーディネーターを依頼し、ベトナム最北端に位置するハザン省の幾つかの行政地区を訪問してまいりました。ハザン省は中国の国境に接している北の玄関口であり1市10県で構成されております。私たちが訪問した地区は1市6県（ハザン市、シーマン、ホアンスフィ、ヴィスエン、ドンヴァン、メオヴァ、インミン）と首都ハノイであります。多くの少数民族が生活しており、国内でも民族色が濃いエリアに足を運び、各地域での特色ある暮らしや産業に触れることができました。山岳地帯に広がる棚田が美しく印象的でありましたが、訪れた地域の多くが険しく分断された地形で形成されており、都市部を抜けるとインフラ整備は遅れている状況で、産業構造も主要産業が農業で経済力が低い印象を受けました。ただし観光分野の成長は目を見張るものがあり、その要因として大自然や民族文化に触れることを求める外国人旅行者が急増し、観光需要は高まっているとのことであります。実際にバイクで移動する多くの観光客を目の当りにするなど、8年前にベトナム南部へ訪問した時よりも活気に溢れた印象を受けた次第であります。また国としても経済発展途上にある中、更なる発展を目指していく上で人材育成の強化を図ることの重要性を訪問した先々で口を揃えて訴えておりました。

現在、道内各地において 3 万人以上の外国人材が受け入れられており、その内約 1 万人のベトナム人が各分野で活動しております。仁木町でも毎年ベトナムを中心に様々な国から人材が集まってきており、農業や福祉分野に従事されておりますが、人手不足が顕著となっている中、受入数が年々増加傾向にあります。国内は人口減、高齢化による影響により、人手を確保することが年々困難な状況に陥っており、コロナ禍以降、深刻な社会問題となっている中、今後も受入数が増え、外国人との共生と調和がとれる地域づくりが求められるものと考えております。ただ今後の地方経済の活性化に欠かすことができない外国人の方々の役割として、従来の労働力の確保を目的とした関係では持続性が低く、現状の仕組みだけではいずれ限界が来るものと認識しており、技術や技能、知識を習得していただき、それらを自国で生かすことができる関係性を構築することの方が、持続性の高いものになると考え、この度の視察では先に述べた目的を果たすべくベトナム政府関係者を始め各地区の代表者の方々との意見交換を通して、相互理解や認識を深めることができました。今後におきましても有益な関係を育むことは勿論のこと、双方が抱える課題解決に繋がる方策を講じてまいりたいと考えております。

次に、後志総合開発期成会総会及び要望活動について申し上げます。後志総合開発期成会の令和 6 年度定期総会が 5 月 7 日、倶知安町のホテル第一会館で開催され、横関議長と私が出席してまいりました。総会に来賓として出席した猪口後志総合振興局長から挨拶をいただいた後、令和 5 年度の事業報告の承認、歳入歳出決算の認定、さらに、令和 6 年度の事業計画、歳入歳出予算の審議を行い、後志地域の振興へ全力で取り組むことを全会一致で確認いたしました。これを受けて管内市町村の議長・首長と共に、5 月 29 日に北海道開発局小樽開発建設部及び北海道後志総合振興局、5 月 31 日には北海道開発局及び北海道庁並びに後志及び小樽選出の北海道議会議員、さらには 6 月 7 日に中央要望として、部会ごとに各省庁政務三役及び北海道選出の衆参国会議員を始め、関係する国会議員及び関係省庁幹部に対し要望活動を行い、私は農林部会の一員として、鈴木農林水産副大臣に対し、「豊かで活力ある農山村地域の形成」について、収益性の高い地域農業の確立等 7 項目を要請してまいりました。

この度の中央要望では、建設、文教厚生など各部会から 7 分野 64 項目 147 事業についての要請が行われ、このうち本町の直接要望事項は、水利施設等保全高度化事業（余市川第 2 地区）、鳥獣被害防止対策の推進、一般国道 5 号仁木町市街地道路空間整備、広域河川改修（余市川）、余市川・後志種川への排水機場設置、合併浄化槽設置整備、北しりべし広域クリーンセンターごみ焼却施設等改良事業、北海道横断自動車道の早期整備（黒松内～小樽間）の 8 事業であり、早期の実現を要望してきたところであります。

次に、低所得者世帯緊急支援給付金及び定額減税補足給付金について申し上げます。物価高騰から暮らしを守るとともに、デフレ完全脱却に向けた一時的な措置として、国の令和 5 年度予算で措置された物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、「令和 6 年度に新たに住民税非課税となる世帯及び新たに住民税均等割のみ課税となる世帯」へ 1 世帯当たり 10 万円、並びに同世帯内で扶養されている 18 歳以下の「子ども加算分」として 1 人当たり 5 万円の給付を予定しております。さらには、令和 6 年度の住民税の所得割又は令和 6 年分推計所得税の納税者で、本年 6 月から実施されている定額減税において、納税者 1 人当たり 4 万円の控除がしきれないと見込まれる方に対しても、「定額減税補足給付金（調整給付金）事業」として、1 万円単位で切り上げた差額給付の実施を予定しております。

新たな住民税非課税世帯等支援では 150 世帯に係る給付事業費及び事務費 1537 万 5000 円、18 歳以下の子ども加算分では 27 人に係る給付事業費及び事務費として 150 万 6000 円、定額減税補足給付金では給付事業費及

び事務費2524万4000円、併せて当該事業に係る国庫補助金4211万8000円につきまして、今定例会に補正予算を上程しておりますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、仁木町交流センター「いきいき88」に係る建造物損壊について申し上げます。6月11日朝、仁木町交流センター「いきいき88」の管理人から、いきいき88玄関横の複層ガラスが丸い形に傷つけられている旨の報告がありました。故意に傷つけられていることが明らかであったことから、警察に届出し実況見分を経て、町から建造物損壊の被害届を提出しております。当日午前中は「いきいき88」の交流室で町内団体の利用予定がありましたが、警察の実況見分が実施されることから施設の利用を中止といたしました。なお、午後からの施設の利用につきましては、通常どおりとしております。損壊を受けた複層ガラスの補修につきましては、一般財団法人全国自治協会の建物災害共済保険を申請しているところであります。今後の防犯対応につきましては、警察や指定管理者と連携を図るなど、再発防止に努めてまいります。

次に、農作物の生育状況等について申し上げます。本年の気象は、4月上旬から高気圧に覆われ晴れの日が多かったものの、5月に入り周期的に天気が変わり大気の状態が不安定で雨の日が多くありましたが、高気圧の張り出しにより温かい日もあり、生育は概ね平年並みに推移しております。主な農作物の生育状況ですが、ミニトマトは順調に推移し、平年並みの6月20日頃からの出荷が予定されており、ミニトマト集出荷貯蔵施設での機械選果も例年どおり7月初旬から始まる見込みとなっております。水稻は、移植期以降特に天候不順等もないことから、生育は平年並に進んでおります。さくらんぼの生育は、平年より6日ほど早く推移しており、5月28日に後志農業改良普及センター、新おたる農業協同組合とで実施した結実調査の結果、主力品種の「佐藤錦」におきまして1花束状短果枝当りの結実数は平年並みの2.0個となっております。ぶどうも好天に恵まれ、平年よりもやや早く生育が進んでおります。令和2年度から町の単独事業として実施している仁木町農業基盤整備促進事業を活用した水田の区画拡大につきましては、令和6年度において3.2％、4か所での実施を計画しているところですが、田植え前に施工を行う水田より順次、工事が進捗しており、現在までに1か所（1.1％）の工事が終了しております。

次に、ふるさと納税特産品贈呈事業について申し上げます。ふるさと納税特産品贈呈事業につきましては、地元特産品のPRや地元事業者の活性化を目的に、特産品贈呈事業を実施しております。令和5年度のふるさと納税寄附金につきましては、過度な返礼品競争を防ぐため、昨年10月1日から、自治体が寄附を募るのに使う経費を寄附額の5割以下とするルールが厳格化されたことにより、本町の主力返礼品であるお米の寄附額が減少したことなどに伴い3億9589万6500円となり、令和4年度に比べ7018万6000円の減少となりました。今年度につきましては、なお一層のPR強化に加え、返礼品事業者の開拓や商品開発を実施し、寄附額の増加に努めてまいります。

行政報告は以上であります。別途お手元には、令和5年度各会計決算に関する調べ、令和5年度指定管理施設事業報告、令和5年度介護保険利用状況表、入札結果一覧表（議案第8号関連）、令和6年度事業発注状況表（契約額が100万円以上の事業）を配付しておりますので、後ほどご高覧願います。以上で行政報告とさせていただきます。

○議長（横関一雄）佐藤町長の行政報告が終わりました。

次に、岩井教育長から教育行政報告の申し出がありますので、これを許します。岩井教育長。

○教育長（岩井秋男）令和6年第2回仁木町議会定例会、教育行政報告について申し上げます。

はじめに、6月からスタートした寺子屋Study（スタディ）について申し上げます。本年5月1日から深

見俊介氏（31歳）を地域おこし協力隊として委嘱を行いました。深見氏の活動の一つとして、本町の小学4年生から6年生を対象にした、苦手科目の克服や学校授業の復習を目的に、学力向上支援員として活動を行っております。6月から仁木町民センターと銀山小学校を活用し、放課後学習支援として寺子屋Studyをスタートさせました。事前に子どもたちから参加の希望を取ったところ、仁木小学校では16名の児童が、銀山小学校では9名の児童が参加を希望し、毎週火曜日から金曜日までの4日間、午後2時30分又は午後3時30分から1時間実施しております。今後は、夏休みや冬休み期間中についても開催し、本町児童の学力向上を目指していきたいと考えております。なお、深見氏におきましては、教員免許の他に狩猟免許も取得していますので、本町での活躍の場が広がることを期待しております。

次に各種寄贈について申し上げます。この度、交通安全や事故防止の一環として、小学校1年生などに対し、仁木建設協会（仁木 洋会長）より、学童用ヘルメット29個と、銀山小学校の卒業生から銀山小学校の教育環境充実のためとして、図書カードの寄贈をいただきました。町内外の皆さまから心温まる善意が届いておりますことに、保護者をはじめ、学校関係者及び教育委員会といたしまして、深く感謝しているところであります。以上で令和6年第2回仁木町議会定例会教育行政報告といたします。

○議長（横関一雄）岩井教育長の教育行政報告が終わりました。

これで行政報告を終わります。

日程第6 報告第1号

令和5年度仁木町繰越明許費繰越計算書の報告について

○議長（横関一雄）日程第6、報告第1号『令和5年度仁木町繰越明許費繰越計算書の報告について』を議題とします。

本件について、報告を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）報告第1号、令和5年度仁木町繰越明許費繰越計算書の報告について。令和5年度余市郡仁木町一般会計予算の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰越したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により報告する。令和6年6月19日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、新見財政課長の方からご説明いたしますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）新見財政課長。

○財政課長（新見 信）報告第1号、令和5年度仁木町繰越明許費繰越計算書の報告について、ご説明申し上げます。

地方自治法施行令第146条第2項では、普通地方公共団体の長は、繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰越したときは、翌年度の5月31日までに繰越計算書を調整し、次の会議においてこれを議会に報告しなければならないと規定されております。令和5年度の繰越明許費につきましては、令和5年度内に支出が終わらなかったため、予算の定めるところにより令和6年度に繰越したものでございます。

1枚めくっていただき、計算書をご覧ください。令和5年度仁木町繰越明許費繰越計算書、一般会計でございまして、2款、総務費、3項、戸籍住民登録費、事業名は戸籍総合システム事業、金額及び翌年度繰越し額は929万5000円でございます。財源内訳につきましては929万5000円、全額が国道支出金でございます。続きまして、3款、民生費、1項、社会福祉費、事業名は低所得世帯緊急支援給付金（追加分）、金額及び

翌年度繰越額は323万7000円でございます。財源内訳につきましては、国道支出金が323万6000円、一般財源が1000円でございます。同じく、3 款. 民生費、1 項. 社会福祉費、事業名は物価高騰対応重点支援事業 低所得世帯支援、金額及び翌年度繰越額は253万8000円、財源内訳につきましては、国道支出金が253万7000円、一般財源が1000円でございます。続きまして、3 款. 民生費、2 項. 児童福祉費、事業名は物価高騰対応重点支援事業 子ども加算支援、金額及び翌年度繰越額は377万1000円でございます。財源内訳につきましては、国道支出金が376万9000円、一般財源が2000円でございます。最後は、6 款. 農林水産業費、1 項. 農業費、事業名は施設園芸生産基盤緊急支援事業、金額及び翌年度繰越額は282万3000円でございます。財源内訳につきましては282万3000円全額が国道支出金でございます。以上 5 事業の合計金額は2166万4000円、翌年度繰越額も同額で、財源内訳につきましては、国道支出金が2166万円、一般財源が4000円となっております。以上で報告第 1 号の説明を終わります。

○議長（横関一雄）報告が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

本件については、地方自治法施行令第146条第 2 項の規定に基づき、議会に報告されたものです。

質疑が終わりましたので、これで報告第 1 号『令和 5 年度仁木町繰越明許費繰越計算書の報告について』を終わります。

日程第 7 一般質問

○議長（横関一雄）日程第 7 『一般質問』を行います。2 名の方から 2 件の質問があります。

それでは『仁木水泳プールの今後の活用について』以上 1 件について、前田議員の発言を許します。1 番・前田議員。

○1 番（前田春奈）私からは、仁木水泳プールの今後の活用について、質問させていただきたいと思えます。

令和 5 年度に町営の銀山水泳プールが廃止され、現在本町にはプールが 1 か所のみとなり、今後、仁木水泳プールには各地域から利用者が集まることが予想されます。さらに近年は記録的な暑さとなり行政としても初めての対応・対策に追われることもあったかと考えますが、今夏も、昨年同様に猛暑になると言われており、利用者が安心して楽しめるような環境を今まで以上に整える必要があると考えます。

また、暑さをしのぐため、プールだけではなく川や海に行く方も増えると考えます。昨夏も余市川の河川敷にいる子どもを何回も見かけました。その際に気をつけなければならないのが水難事故です。警察庁から発表された「令和 5 年夏期における水難の概況」によると、令和 5 年夏期の水難者は568人で、そのうち中学生以下が106人という結果が出ています。増減は直近 5 年で横ばいとのことですが、決して少ない数字ではなく、余市川や海に近い環境である本町としては無視できない数字だと考えます。

学校で習う水泳の授業だけでなく、有事の際に幼児でも活用できる技術を学べる機会が必要であると考えます。そこで、これらのことを踏まえ、以下の点についてお伺いします。1. 再確認として、銀山水泳プールが廃止された理由は。2. 仁木水泳プールの今年の暑さ対策は。3. 子どもを対象にした水辺の安全教室等の開催実績は。以上ご答弁のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（横関一雄）岩井教育長。

○教育長（岩井秋男）前田議員からの仁木水泳プールの今後の活用について、の質問にお答えいたします。

1 点目の銀山水泳プールが廃止された理由は、についてであります。銀山水泳プールは昭和44年に開設され50年以上の期間、適正な維持管理及び運営を行ってきましたが、令和 5 年の冬に給水管からの漏水が確認され、水質の維持管理に重要となるろ過機も老朽化が著しく、水漏れが発生している状況にありました。また、利用者につきましても平成20年には延べ670名の利用がありましたが、令和 4 年は延べ255名と 4 割弱まで減少していることもあり、地域の皆さまと協議の上、令和 5 年 5 月に休止を決定し、令和 6 年第 1 回定例会において銀山水泳プールの廃止に係る条例を可決いただいたところであります。

2 点目の仁木水泳プールの今年の暑さ対策は、について申し上げます。昨年は日除けとしてネットによる屋根をプールサイド片側に設置し、対策を講じましたが、今年におきましては日除けネットを両側に設置することとしております。また、プールサイドの平板ブロックが日照により高温となっていることから、プールサイドにゴムマットの設置を予定しております。なお、日本水泳連盟の水泳指導教本では、屋外プールの場合、水温と気温の合計温度が65度を超えると予想される場合や暑さ指数が31度を超える場合は開設は適さないとされており、本町においても、水泳指導教本に基づき水泳プールを休止しております。

3 点目の子どもを対象にした水辺の安全教室等の開催実績は、につきましては、毎年 4 月上旬に河川での水難事故防止の取組実施の協力依頼が国土交通省より発せられ、小中学校に配布しており、学校では夏休み前などに全校集会や学活等により児童生徒へ話をしていると伺っております。なお、川や海での水難事故防止につきましては、家庭での教育が重要と考えており、教育委員会や学校による安全教室等は実施しておりません。以上でございます。

○議長（横関一雄）前田議員。

○議員（前田春奈）ありがとうございます。

まず 1 点目の質問であった「水質の維持管理に重要となるろ過機の老朽化が著しかったため」とのことですが、平成28年 9 月21日の定例会において、上村議員が、仁木水泳プールの設備機械の経年劣化について問題ないかを質問されております。その際、角谷元教育長の答弁として、「仁木水泳プールについては平成22年にろ過機を替えたので、おそらく50年ほど持つだろう」ということでご答弁をいただいております。その計算ですと、仁木水泳プールに関してはあと約40年ほどもつのではないかと考えられるのですが、町としての見解は変わりませんかでしょうか。お願いいたします。

○議長（横関一雄）岩井教育長。

○教育長（岩井秋男）ろ過機はですね、耐用年数が約40年から50年となつてございます。ろ過機だけを考えた場合はそれぐらいもつのかなと思いますが、ろ過機以外の部分で、老朽化が著しい箇所も出てきておりますので、教育委員会といたしましては、適切な維持管理を行いながら 1 年でも長く使えるような形で対応していきたいと考えてございます。

○議長（横関一雄）前田議員。

○議員（前田春奈）ありがとうございます。

今、教育長の言っていたとおり、ろ過機は確かに40年・50年持つかもしれませんが、おそらく建物が持たなくなってくるのかなと思います。40年後、50年後というと老朽化して修理する箇所も増えてくるのではないかと思いますので、安心・安全に使用していただくために、今後大規模な修繕等とい

うのは考えているのでしょうか。お願いいたします。

○議長（横関一雄）岩井教育長。

○教育長（岩井秋男）教育委員会といたしましては、現在、プールの維持管理の大規模修繕というのは今のところ計画にはございません。以上です。

○議長（横関一雄）前田議員。

○議員（前田春奈）ありがとうございます。

それでは、今後何かこう修理があったときというのは、逐一对応されていかれるということによろしいのでしょうか。

○議長（横関一雄）岩井教育長。

○教育長（岩井秋男）議員仰せのとおり、ろ過機が一番金額的に大きいもので平成22年に取り替えてございますので、ろ過機以外の部分で修繕等を行いながら、1年でも長く活用できるような形で対応をしていきたいと考えてございます。

○議長（横関一雄）前田議員。

○議員（前田春奈）ありがとうございます。

そうですね、1年でも長く使っていただけるよう、安心・安全に使用していただけるよう、今後も引き続き、修繕をいち早く対応して管理していただきたいと思います。

質問2点目、暑さ対策について、日除けネットを2個に増設するということでご回答をいただいたんですけども、2個に増やした根拠というのは、どういうものがあるのでしょうか。

○議長（横関一雄）岩井教育長。

○教育長（岩井秋男）日除けネットは昨年度から導入いたしまして、昨年度は暑さ対策ということで導入したものでございます。昨年の状況を見て見ますと、子どもたちがですね、一つの日除けネットで全員が休めるわけではないというふうに判断しましたので、今年は2か所にすると。あとですね、引率の方、大人も来ていますので、その方が休める場所ということで、日除けネットで対策したいというふうに考えてございます。

○議長（横関一雄）前田議員。

○議員（前田春奈）ありがとうございます。

それでありましたら、2個であれば全員休めるというのと、一緒に引率されてきた方も休められるという認識でよろしいでしょうか。

○議長（横関一雄）岩井教育長。

○教育長（岩井秋男）日によって入り込みが変わってきますので、自分としてはですね、昨年の入り込み状況が子どもを入れて最大で30人とか40人ぐらいということで、そのうちの半数以上はプールで泳いでいるということを考えますと、2個で対応は可能なのかなというふうに考えてございます。

○議長（横関一雄）前田議員。

○議員（前田春奈）ありがとうございます。

2個で足りるという認識にさせていただきます。

また、同じく庇になるんですが、設営されている写真を見させていただいたんですけども、かなりちょっと簡易的なようにお見受けいたしました。今後は暑さ対策は継続して求められると考えられるんです

けれども、簡易的なものではなく、長期的に使用ができる、設営が容易なワンタッチテント等の導入というのは考えられますでしょうか。

○議長（横関一雄）岩井教育長。

○教育長（岩井秋男）昨年から試行的にやっているということもございまして、今年度は予算の範囲内でできる範囲でやっていきたいというふうに考えてございます。次年度以降につきましてははですね、今年の実状を見ながら検討する必要があるのかなというふうに考えてございます。

○議長（横関一雄）前田議員。

○議員（前田春奈）ありがとうございます。

そうですね、庇もちょっと耐久性がどれだけ持つかというところもありますので、長く持つ、設営が容易なワンタッチテント等の導入を今後検討していただければうれしいです。ありがとうございます。

では、質問3つ目に移らせていただきます。川や海での水難事故防止への安全教室等は実施していないということなんですけれども、家庭での教育が重要ということで考えられているということですが、確かにそちらは同意です。ただ、学校で聞いたりしただけでは、実際に有事の際に咄嗟に判断できるのでしょうか。実演を交えた体験をすることによって、百聞は一見にしかずとも言いますが、危険を回避できる確率が上がるのかなというふうに考えているのですが、その辺はどういうふうに考えられておりますか。

○議長（横関一雄）岩井教育長。

○教育長（岩井秋男）各学校におきましては、水難事故に遭わないため、現在の学習指導要領に基づきまして、保健体育で水泳を授業に組み込んでございます。小学校低学年では、水遊びから始まりまして、中学年で浮いて進む運動や、潜る・浮くの運動、また高学年ではクロールなどの泳法や安全確保につながる運動の内容で構成され、中学校では、計画的な授業の実施などを考慮し、水泳授業は行ってございませんが、水泳事故防止に係る心得については、安全・健康に気を配ることができるように、保健分野において指導しているところでございます。あと、その他にですね、教育委員会といたしまして、水難事故につきましては、夏休み等がですね、はじまってからが非常に多くなっているということでございまして、学校においてはですね、体の調子を確認すること、また、プール等、水泳場での注意事項をよく守ることなどを指導する他ですね、仁木町の子どもを健やかに育てる生徒指導連絡協議会と、青少年問題協議会が一緒になりながら夏休み前にですね、啓蒙運動として「楽しい夏休みに」というチラシを全児童生徒に配布してございます。その中にはですね、水遊びの注意事項とかも書いてございますので、それらの対応をしていることによってですね、子どもは一定程度の水難事故に対応できるのかなというふうに考えてございます。以上です。

○議長（横関一雄）前田議員。

○議員（前田春奈）ありがとうございます。

今、子どもについては、保健体育の授業だったり、チラシを配布していろいろ啓蒙活動をしていただいているということで、お子様についてはそういういろいろ対処ができるような工夫をされているということだったんですけれども、実際にお父さんやお母さんが泳げない方もいるかと思います。私もちょっと泳げないので、有事の際、保護者の方もどのように対応したら良いのかというののもちょっと専門家からの指導が必要なのではというふうに考えております。その辺りはどのように考えられますでしょうか。

○議長（横関一雄）岩井教育長。

○教育長（岩井秋男）水難事故防止のための大人の教育という部分で答弁させてもらいたいと思います。

今学校教育の分野ではですね、子どもの水難事故防止の教育を充実しながら、取り組んでいるところでございまして、当然子どもたちは学校での教えに従いながら取り組んでいるということは、教育委員会としては把握しているところでございます。

今の、大人の教育という部分ではですね、なかなか教育委員会が、例えば「水難事故防止のための講習会を開きますよ」と言って開催したとしても、果たして何人集まるのかなという疑問もございます。今、子どもたちからの情報や、各ネットなどでもですね、いろんな情報が出ていると思いますので、大人の方については講習会に集まるよりも、そちらの方の情報を取りながら対応していただく方が良いのかなというふうに考えてございます。また子どもについてもですね、海や川へ行くときは、当然大人・保護者の方の同意なり許可があっての対応だと思いますので、そちらの方もですね、チラシ等、先ほど言った、「楽しい夏休みに」というチラシの中でですね、その辺の周知をしていきたいと考えてございます。

○議長（横関一雄）前田議員。

○議員（前田春奈）ありがとうございます。

教育長の仰るとおり、講習会を開催しても何人集まるのかなというところも確かに懸念点はあるかと思うんですけども、ネットやそういうもので情報収集したとして、咄嗟に判断して動けるのかというのは、やはりやってみないと分からないというところがあると思います。そうなったときに、やはり事前に体験していると、お母さんお父さんも安心感で変わるのかなと、私は思っております。なので今後、母子共に安全・安心に遊んでいただくために、ぜひ仁木町でですね、安全教室の開催を検討していただきたいとともに、それを強く願わせていただきます。

私の質問を終了させていただきます。ありがとうございます。

○議長（横関一雄）次に、『よりよい介護保険制度を』以上 1 件について、上村議員の発言を許します。

7 番・上村議員。

○7 番（上村智恵子）よりよい介護保険制度を。

2000年にスタートした介護保険制度は、それまで家族で担ってきた高齢者の介護を社会で支えると期待される中始まりました。ところが、3年ごとの事業計画策定の度に保険料は引き上げられ、サービスは減らされるという改悪が行われてきました。昨年末に行われた厚生労働省社会保障審議会は2024年度に向けた第9期改定案については結論を一部先送りしましたが、あまりにもひどい「給付減と負担増」に不満や怒りの声があがったからです。改定の具体的項目にサービス利用料の2割負担と3割負担の対象拡大、要介護1・2の訪問通所介護の保険外し、ケアプラン作成の有料化、老健施設などの多床室の室料有料化などを挙げています。介護保険の利用料は1割負担が原則でした。しかし、2015年に一定所得以上の人2割負担とされ、2018年には3割負担も導入されました。負担の重さから介護サービスを削ったり、施設から退所した人も少なくありません。それでなくても、年金から介護保険料が天引きされ、少ない年金がますますお年寄りの生活を圧迫しています。そこで、以下の点についてお伺いします。1. 生活に困窮する高齢者の利用者負担軽減は必要です。非課税の高齢者の利用料をいったん支払ってもらい、その後半分でも助成することは町の判断で可能ですが、いかがでしょうか。2. 本町では第9期高齢者福祉計画を作成しており、住み慣れた地域において安心して暮らし続けるため様々な事業を推進していますが、介護人材は確保されているのでしょうか。3. 健康なうちは一人でも暮らせますが、結局は施設にお世話になり、

仁木を離れざるを得ません。ケアハウスのような施設は今後考えてはいないのでしょうか。以上、お聞きします。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）上村議員からの、よりよい介護保険制度を、の質問にお答えいたします。

現在、社会が持続危機になるほど少子高齢化が進み、高齢者や介護をめぐる問題も課題が山積している状況にあります。団塊の世代全てが後期高齢者となる2025年（令和7年）に向け、国は各自治体に「地域包括ケアシステムの構築」を求めています。また、2000年（平成12年）にスタートした介護保険制度は、給付と負担のバランスを図りつつ、制度の持続可能性を高めていくことが重要とされている観点から、介護報酬率を3年に一度改定しており、令和6年度は1.59%の引き上げとなりました。本町も国の示す介護保険制度を踏まえた後志広域連合第9期介護保険事業計画に基づき、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活ができる地域づくりを目指しているところであります。

そこで、1点目の「生活に困窮する高齢者の利用者負担軽減は」についてであります。ご承知のとおり、介護が必要となった方がサービスを利用した際、原則として利用料の1割から3割を利用者本人が支払っておりますが、同じ月に利用した介護サービスの自己負担が高額になった場合は、所得に応じて負担額の限度額が定められております。「高額介護サービス費」として、後から還付される制度や、非課税世帯の方が施設サービスや短期入所サービスを利用された場合においては、食費や居住費（滞在費）負担に対し、限度額を超える分については、「特定入所者介護サービス費」として、介護給付費を保険者から施設に支払う制度を実施し、支援を行っております。また、第9期介護保険事業計画では、国の考え方を基に、保険料の所得段階を多段階化することで、低所得者の保険料低減を図ったことに加え、非課税世帯の高齢者の方に対しては、国の政省令などに基づき、公費負担により、介護保険料の負担軽減を行っているところです。本町といたしましては、現時点ではこれらの制度以外の独自の対策として、非課税世帯の高齢者のサービス利用料の助成を行う考えはございません。

2点目の「介護人材は確保されているのでしょうか」について申し上げます。現在、本町で介護サービスを提供するための介護人材については、適切な介護サービスを提供できている状況であると認識しているところですが、介護人材の確保は、本町に限らず高齢者福祉推進の大きな課題の一つと考えております。また、本町では介護人材の育成の考え方として、今後の町の自立を視野に施策を展開していくため、単に介護事業所等の介護人材の確保のみに視点を当てるのではなく、地域全体の介護力の底上げと地域に住む高齢者の方々が健康で自立した生活を送ること（介護予防と介護の重度化予防）にも視点を置いた地域づくりを目指していくこととしております。令和5年度までは直営の地域包括支援センターにより、介護予防に関する知識の普及や集いの場づくりや、社会福祉協議会による町内小中学生に対しての介護体験の学習等、自助や互助の仕組みづくりを行ってまいりました。今年度からは、それらの事業強化と地域づくりとして、地域包括支援センターを外部委託し、介護予防を実践していく専門職の確保と地域福祉づくりの強化として、社会福祉協議会と町の三者により、地域に住む方々が誰でも介護人材になれる仕組みづくりを実践していくこととしており、この先、要介護状態になる方々を減らす対策と人材不足で必要な介護サービスが利用できないことがないような対策を講じているところであります。

3点目の「ケアハウスのような施設は今後考えてはいないのでしょうか」につきましては、施設の建設の例を見ますと、先に述べた介護保険事業計画の策定段階において、高齢者人口の推移と現在後志広域連

合の構成町村内にある特定施設の床数等を勘案し、必要な施設数を見極め計画しており、現時点では、今後の高齢者人口や人口推計を勘案し、町直営でケアハウスの様な特定施設を建設する考えはございません。以上でございます。

○議長（横関一雄）上村議員。

○議員（上村智恵子）1点目の高齢者の利用者負担軽減についてですが、特に非課税世帯と言っているわけではないのです。生活が苦しいから少しでも働いて収入を上げれば非課税ではなくなり、高齢者となればあちこち痛くなり、病院代も2割・3割と今の制度は高くなっています。年金から差し引かれるけれども、自分たちが介護を受けるときは本当に受けられるのだろうか心配している人たちが多いんです。町のために頑張ってきた人たちが、お年寄りの政策が何もないと怒っていました。地域での敬老会がなくなり、今、復活していますけれども、年々地域の敬老会がなくなって、敬老の年齢も引き上がってきて、自分が敬老会に出席できるかなと思ったら、また引き上がってしまうとかというふうになって、今77歳の敬老会の景品というのか、それもなくなってしまったとかということで、段々と自分たちには何もないのではないかというふうに心配している人たちもいます。仁木町は広域で統一保険料で保険料そのものは減免できないと思いますけれども、利用者負担の助成は可能と思ったのですが、これはやろうと思ったらできるけれど、町ではしないということなのでしょうか。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）町としてしないという判断に行きついただけではなくてですね、多分どこの地域でもそういうことをしたいという思いは当然あるというふうに思います。ただ、その町の財政状況や様々な情勢を鑑みて、どこまでできるのかというバランスの中で皆さん施策を展開していると思います。仁木町でもですね、今、特に子どもたちの方にですね、いろんな施策を展開しておりますけれども、高齢者の部分をですね、なるべくそういった施策で充実させるということよりも、先ほど答弁で申し上げましたとおり、なるべく健康な体を作ってもらえるためのそういった環境づくりをですね、やはり町として求めているものがあってですね、そういった部分を手厚くですね、人材等を含めてですね、今環境づくりを行っているところでございます。そういった部分でですね、やはり高齢者も、子どもたちも、住民サービスを提供するという部分ではですね、甲乙がつけがたいものもありますけれども、やはりこれからの時代を担っていく子どもたちの方に重点を置いていかなければ、これからの町はですね、持続可能としていくことはできないという判断の下でですね、今子育て政策について力を入れているところです。もちろん年配者の方を決して見捨ててはいるわけではなくてですね、敬老会を含めてですね、なぜ、敬老会ができなくなったのかということを考えていただきたいと思います。やはりなぜできなくなった背景として、それを支えてきた今までの人たちがやはり高齢になってきて、それができなくなってしまった。そういった声を受けてですね、町として、それぞれの地域でもできなくなってしまった現状を鑑みて、一つの地域でやろうということで数年前から一つの地域でやってきたんですけれども、やはり地域の感情としては、そういうのは地域でやってもらいたいという声も聞いております。なるべくどのような形でできるのかということを模索しながらやっておりますけれども、そういったことを可能な限りできるようにですね、町としても努力は今後してまいりますので、その辺の部分はご理解をしていただければというふうに思います。

○議長（横関一雄）上村議員。

○議員（上村智恵子）そうですね。それはわかっているかと思うんですけれども、なかなか介護保険がど

んどん高くなってって、本当に不安になるお年寄りの気持ちもわからないではないです。

2点目ですが、介護サービスを提供できている状況にあるということで、本当に安心しました。倶知安・ニセコ方面では時給が上がり、人手が集まらず、事業所を閉鎖するところが出てきているそうです。仁木町では、高齢者の人口が大幅に増えている状況ではないと思いますが、訪問型介護はここ数年で、どういう推計になっているのか、教えてください。

○議長（横関一雄）浜野福祉課参事。

○福祉課参事（浜野公子）只今の質問にお答えさせていただきます。

現在、資料にも出させていただきました年間の介護度状況の介護認定を受けている方の推移について資料として出させていただいておりますが、介護度についての人数推移は250人前後と横ばい状態になっております。その中で施設入所されている方、在宅でご本人たちが自立した生活をするために必要な介護サービスとして訪問介護というものを使わせていただいているんですけども、そちらにつきましては、やはりケアマネジャーさんがつきまして、何でもかんでもできないではなくて、訪問介護サービスをできるだけ提供したいということで、町内の訪問介護事業所だけではなく、そこが賄えない場合、いろいろ策を練って、サービス提供させていただいておりますが、そこについては必要なサービス分は提供できている形で大幅に減っているという認識はございません。以上です。

○議長（横関一雄）上村議員。

○議員（上村智恵子）仁木町高齢者福祉計画の介護予防普及啓発事業では「ふまねっと」と「いきいきクラブ」は見直しによる廃止と書いてあったんですけども、ふまねっととかは今もやっていますよね。どうでしょうか。

○議長（横関一雄）浜野福祉課参事。

○福祉課参事（浜野公子）只今の質問にお答えさせていただきます。

ふまねっと事業につきましては、従前、町の方で事業としてやっていた経過がございますが、現在は社会福祉協議会さんの方で実施主体となっただいて、毎月やってございます。そちらについては、町の事業から社会福祉協議会さんへということで、事業そのものの主体を変えつつも継続しているというところで、やらせていただいています。あと、いきいきクラブにつきましては、いろんな制度改正の中、より自立した介護予防というところを目指したときに、町でやっていたときは、包括の保健師が主体となってやっていた事業だったんですけども、これからの介護保険の計画等に基づいていったときに、より自立した考えでいくためには、地域にはリハビリ専門職というものの投入が必要ですか、事業内容を精査いたしました。それで、いきいきクラブに替わる内容としまして、1か所に出向くいきいきクラブという形ではなく、町内5か所に分かれて、各会館で身近に参加できるという形で、リハビリテーションの「リハカフェ」という形に変えて、リハビリ専門職も入れていただきながら教室に替えていったということになりますので、どちらかというところの教室につきましては、縮小というよりも、事業の内容の見直しと拡充という形で今現在やらせていただいたという状況にあります。以上です。

○議長（横関一雄）上村議員。

○議員（上村智恵子）リハカフェみたいに地域でやってもらえると、やはり集まりやすいとか、参加しやすいということがありますしね、ふまねっと等も送り迎えというのはどういうふうになっているのでしょうか。

○議長（横関一雄）浜野福祉課参事。

○福祉課参事（浜野公子）只今の質問にお答えさせていただきます。

ふまねっとにつきましては、現在、社会福祉協議会さんの方で主体となっていて、やっているんですけれども、そちらにつきましては、自分で来られる方は自分で来ていただいているんですけれども、送迎対応も確かやっていると聞いていたので、来たい方がなるべく来やすいような形ということで、社会福祉協議会さんの方が工夫を凝らしてやっていただいているという認識でございました。以上です。

○議長（横関一雄）上村議員。

○議員（上村智恵子）やはり行きたくても足が無いと行けないという方がたくさんいるかと思うのでね、送迎というのは、すごくお年寄りが出て行くのに、足があるということは必要だと思いますのでね、引き続きそういう事業ができれば、そこに送迎ってというのは、必ず考えていただきたいなというふうに思っています。

それと、地域包括支援センターが今度外部委託になりましたけれどね、今までと何が変わっていくのか、全然変わりませんよというのか、そのところを教えてください。

○議長（横関一雄）浜野福祉課参事。

○福祉課参事（浜野公子）只今の質問にお答えさせていただきます。

今年度から地域包括支援センターが直営から外部に委託という形になりました。その背景といたしまして、まず地域包括支援センターなんですけれども、サービスの質というものは落とすということではなくて、従来は配置の専門職として保健師のみというところで、包括を直営でやらせていただいたんですが、今回はですね、本来、国で求められている地域包括支援センターの専門職3職種、保健師・主任ケアマネジャー・社会福祉士という介護予防に関する事業を展開する専門職、それから地域のケアマネジャーを含めたケアマネの質とか、介護の質を上げるために必要な主任ケアマネさん、それから権利擁護ですとか、暮らしという部分の専門的な知識を普及できる社会福祉士さんというところを投入させていただいて、今までは介護予防、主にどちらかというところは、医療・介護・看護の「医療よりの予防」というところがメインだったんですけれども、それだけではどうしてもやはり地域で生活する方々が、十分に暮らすというところでは、やはり偏りが出てしまうかもしれないということもあって、まず3職種をそろえさせていただいたことがあります。更に、包括の方で、今まで保健師職がいたんですけれども、先ほども町長が答弁したように、より予防という観点を考えてときに、医療費分析とか介護度になる原因というところを分析させていただいていました。その中の背景に、介護になる原因という疾病の予防というところが、もっと十分に対策を立てなければ、これからの人口推移を見ていったときに介護度の方を増やしてしまうということになると、やはり高齢になって元気でいたいという方ももちろんいらっしゃいますし、その方を支える町民の皆さんというところも安心して生活するためには、まずは介護度をつくらない、病気にならない、そういうところの予防の対策が必要というところも考えまして、従来直営でいた保健師をもっと健診の受診率を上げたりとか、介護の原因になる生活習慣病というところの予防というところに対策を立てるために、直営に保健師を持ってきました。そういうところで、包括を委託して、そして介護予防ということを含めて対策を取るために対応を考えていたというところがございます。以上です。

○議長（横関一雄）上村議員。

○議員（上村智恵子）ありがとうございます。

3点目ですが、町直営でケアハウスのような特定施設を建設する考えはないということでした。しかし、今ある長寿園も老朽化してきていますが、今後の在り方として、福祉会の方とかと話し合いとかというのは、持ったことがあるんでしょうか。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）これまで町内事業者の方からですね、そういった施設の計画についての話というのは受けた経緯があります。ただ、様々な社会情勢の中で、コロナ禍に見舞われたりとか、こうした物価高騰の部分で資材が高騰してなかなか建設できるような計画を組めないような状況に陥ってしまいまして、どうしても足踏みしているような状況であります。なかなか町としてもそういった計画が進めばですね、協力する検討の余地はあったんですけれども、なかなか計画自体が立てられていない状況の中でありましてですね、そういった部分で今話が中断しているというか、止まっているような状況でございます。町で今後、単独で建設する考えはないということで、先ほど前段述べさせていただきましたけれども、民間企業等ですね、そういった話があれば町としても支援策を検討する余地は考えていきたいなというふうに思っている次第でございます。

○議長（横関一雄）上村議員。

○議員（上村智恵子）皆さん、やはりどうせなら仁木町にある施設に入りたい。もう、動けなくなっても仁木町に住んでいたいという人がたくさんおりますので、もしそういう話がありましたら、ぜひ町もね、いろいろ手助けしていただきたいと思います。

介護保険の在り方については本当に、どういうふうになっていくのか分かりませんが、この先も「仁木町に住んでいて良かった」というふうに思えるような施策にしていってほしいと思いますけれども、やはり、国がこの介護保険制度を作っているものですからね、この第9期改定案は結論を一部先延ばしにしましたけれども、このようなことが実行されれば、低所得者の介護保険サービス利用を一層困難にして、特にケアプランの有料化は制度の入り口で排除される高齢者を大量に生み出すことになりかねません。また、施設の居住費負担増は低所得者に退所を迫り、待機者にすらなれない事態を広げるものです。自己責任・家族責任の介護から、社会で支える介護へと転換する制度改革こそが重要ではないでしょうか。そのためには介護保険財政に占める国庫負担の割合を大幅に増やすことが一番求められていると思いますけれども、住民の暮らしを守る自治体の首長として、国に対して住民負担増が強まる見直しは止めるよう求めていくべきだと考えますけれど、町長の見解をお伺いします。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）そもそもこの制度は国の制度でありますので、その下で我々はいろんな仕組みづくりを行っているわけでありまして、今後国に対してそういった現場の声として、町の地域の実態として、そういった声が上がっているというものがですね、示していくことは可能だというふうに私自身も思っているところでございます。

全般的にこれは私の持論でありますけれども、町も国からの交付金ありきではですね、やはりなかなか財政をやりくりしようとするだけではいつまでたっても自立できないということは、再三今まで様々な場面で私は主張してきたわけでありまして、福祉分野においてもですね、やはり同じことが言えて、やはり住民そのものが健康体である環境づくりをしていかなければですね、やはり町からの費用がかさむ

というのは当然のことでありまして、そういった部分では町として予防対策に重点を置いてですね、各関係機関と連携しながら、そういった人材を育成させるべく福祉計画を進めていくことが、我々が一番できる、最大の施策ではないかという思いの中でですね、今展開しているわけであります。我々でできないことは国に対して訴えるべき部分ではですね、これからもそういった場面ではですね、町として地域として声を上げていきたい、そのように思っている次第でございます。

○議長（横関一雄）上村議員。

○議員（上村智恵子）ぜひ、町村会をまとめるとか、そういうことで、ぜひ政府に働きかけを要望して終わりたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（横関一雄）以上で一般質問を終わります。

暫時休憩します。

休 憩 午前10時42分

再 開 午前11時00分

○議長（横関一雄）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、9名です。

日程第8 議案第1号

令和6年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第2号）

○議長（横関一雄）日程第8、議案第1号『令和6年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第2号）』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第1号、令和6年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第2号）。令和6年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6027万1000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ51億1379万5000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。令和6年6月19日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、新見財政課長の方からご説明いたしますので、ご審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）新見財政課長。

○財政課長（新見 信）議案第1号、令和6年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第2号）について、ご説明申し上げます。

1ページをお開き願います。第1表 歳入歳出予算補正、歳入でございます。15款、国庫支出金から21款、諸収入まで補正いたしまして、歳入合計額に補正額6027万1000円を追加し、補正後の合計を51億1379万5000円とするものでございます。

2ページをお開き願います。歳出でございます。2款、総務費から8款、土木費まで補正いたしまして、歳出合計額に補正額6027万1000円を追加し、補正後の合計を51億1379万5000円とするものでございます。

3ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書、歳入でございます。1款、町税から22款、町債まですべての

科目を載せたものがございます。

4 ページをお開き願います。歳出でございます。1 款、議会費から 14 款、予備費まですべての科目を載せたもので、右側の財源内訳ですが、国道支出金は 4245 万 9000 円の増、その他は 100 万円の増、一般財源は 1681 万 2000 円の増となっております。

5 ページをお開き願います。歳入でございます。15 款、国庫支出金、2 項、国庫補助金、1 目、総務費国庫補助金につきましては、物価高騰に対応する低所得者支援及び定額減税補足給付金に係る物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 4211 万 8000 円の追加、2 目、民生費国庫補助金は、児童手当見直しに伴うシステム改修に係る子ども子育て支援事業費補助金 34 万 1000 円の追加でございます。

6 ページをお開き願います。18 款、1 項、寄附金、1 目、一般寄附金につきましては、1 件の寄附 9 万円の追加。7 ページ、19 款、繰入金、1 項、基金繰入金、1 目、財政調整基金繰入金につきましては、繰越金額の確定により 1491 万 3000 円の減額でございます。

8 ページをお開き願います。20 款、1 項、1 目、繰越金につきましては、前年度繰越額の確定により 3163 万 5000 円の追加。9 ページ、21 款、諸収入、5 項、4 目、雑入につきましては、民間財団によるスポーツ器具購入のための支援金の交付決定によりまして 100 万円の追加でございます。

11 ページをお開き願います。歳出でございます。2 款、総務費、1 項、総務管理費、4 目、財産管理費につきましては、役場庁舎のボイラー設備の故障による更新工事 1172 万 6000 円の追加、8 目、ふるさとづくり事業費は一般寄附の積立 10 万円の追加でございます。2 項、徴税费、1 目、税務総務費は、次ページにかけまして、定額減税実施に伴い税額を引ききれない納税者に対する給付費及び事務費で 2524 万 4000 円の追加でございます。

12 ページ最下段、2 目、賦課徴收费につきましては、定額減税実施に伴うシステム改修費 101 万 1000 円の追加でございます。

14 ページをお開き願います。3 款、民生費、1 項、社会福祉費、1 目、社会福祉総務費につきましては、新たに住民税非課税世帯となる世帯及び新たに住民税均等割のみ課税世帯となる世帯など低所得世帯への 10 万円の給付費、及び事務費 1537 万 5000 円の追加でございます。

15 ページ、4 目、心身障害者特別対策費は、障害者相談支援委託事業者への過年分消費税に係る延滞税、及び加算税相当額の仁木町負担分補償費 18 万 4000 円の追加、6 目、後期高齢者医療費は、特別会計の令和 6 年度への繰越金額の確定により、繰出金 8 万 7000 円の減額。中段から 16 ページまで、2 項、児童福祉費、1 目、児童福祉総務費につきましては 184 万 7000 円の追加で、低所得世帯支援における子ども加算分 150 万 6000 円と児童手当システム改修費 34 万 1000 円でございます。5 目、児童福祉施設費は、すこやか子育て支援センターで使用する多目的セーフティーフェンスの購入費 104 万 4000 円の追加。

17 ページ、4 款、衛生費、1 項、保健衛生費、4 目、環境衛生費につきましては、火葬場屋根の修繕費 52 万円の追加でございます。

18 ページをお開き願います。6 款、農林水産業費、1 項、農業費、5 目、山村振興施設費につきましては、山村開発センターのバトミントン及び卓球器具備品の更新費用 121 万円の追加。

19 ページ、8 款、土木費、2 項、道路橋りょう費、2 目、道路維持費につきましては、劣化による除排雪作業に使用する除雪ドーザのスノータイヤの購入費用 209 万 7000 円の追加でございます。21 ページ以降は補正後の給与費明細書となっております。以上で議案第 1 号の説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。4番・佐藤議員。

○議員（佐藤秀教）それでは1点お伺いしますけれども、歳出予算の11ページ。この中の財産管理で役場庁舎の説明がありましたけれども、ボイラーの設置等改修工事ということで1172万6000円ということで、今回補正されていますけれども、そもそもこのボイラーのですね、耐用年数について、まずお伺いしたいと思います。

○議長（横関一雄）濱田総務課参事。

○総務課参事（濱田敬司）只今の質問にお答えいたします。

耐用年数につきましては、メーカーに問合せたところ15年ということでございます。こちらのボイラーにつきましては、庁舎建設時から付いているものでございまして、今2基付いておりまして両方とも25年経過しているものでございます。以上です。

○議長（横関一雄）4番・佐藤議員。

○議員（佐藤秀教）今、2基と言いましたけれども、2基ともこれは改修するということでしょうか。

○議長（横関一雄）濱田総務課参事。

○総務課参事（濱田敬司）只今のご質問にお答えいたします。

故障しているのは、2基中1基になりまして、1基につきましては、業者の点検を年2回行ってございますけれども、異常なしということでそのまま使っております。もう1基につきましては、本体の中の水管部にちょっと穴が開いているということで、水が漏れてボイラーのお湯が行き渡らないということで今回更新するということでございます。以上です。

○議長（横関一雄）4番・佐藤議員。

○議員（佐藤秀教）確かに庁舎建設以来、もう24年ほど経過しますので、もうそろそろ老朽化があちこち出てくるのかなということで、これまで修繕等の履歴についてはどうでしょうか。

○議長（横関一雄）濱田総務課参事。

○総務課参事（濱田敬司）修繕につきましてはですね、近年やはり老朽化によりまして、複数回行ってございまして、すべてちょっと今の時点で把握はしておりません。あとは、職員の方で、例えばその配管の漏水ですとか、そういったところは職員の方ですね、配管を修繕したりだとか、消耗品費を充てながら直しているといったところでございます。あとは業者のですね、定期点検で何か不具合が発生したりですね、あとどうしてもボイラーですので、中に煤がたまってしまうですね、不完全燃焼したりする場合がございます。そういった指摘があった場合につきましては清掃等を行っているというところでございます。以上です。

○議長（横関一雄）他にありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第1号『令和6年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第2号）』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第1号『令和6年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第2号）』は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第2号

令和6年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（横関一雄）日程第9、議案第2号『令和6年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第2号、令和6年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）。令和6年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。令和6年6月19日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、新見財政課長の方からご説明いたしますので、ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）新見財政課長。

○財政課長（新見 信）議案第2号、令和6年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、ご説明申し上げます。

1ページをお開き願います。第1表 歳入歳出予算補正、歳入でございます。4款、繰入金を41万5000円減額、5款、繰越金を41万5000円追加し、補正前補正後の合計は同額の2億774万3000円でございます。

2ページをお開き願います。歳出の補正はございません。

3ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書、歳入でございます。1款、国民健康保険税から6款、諸収入まですべての科目を載せたものでございます。

4ページをお開き願います。歳出でございます。1款、総務費から6款、予備費まですべての科目を載せたものでございます。

続いて5ページをお開き願います。歳入でございます。4款、繰入金、2項、基金繰入金、1目、財政調整基金繰入金につきましては、前年度繰越金の確定により、財政調整基金からの繰入金を41万5000円減額するものでございます。

6ページをお開き願います。5款、1項、1目、繰越金につきましては、前年度繰越金の確定により41万5000円を追加するものでございます。以上で議案第2号の説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第2号『令和6年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第2号『令和6年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）』は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第3号

令和6年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

○議長（横関一雄）日程第10、議案第3号『令和6年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第3号、令和6年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）。令和6年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。令和6年6月19日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、新見財政課長の方からご説明いたしますので、ご審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）新見財政課長。

○財政課長（新見 信）議案第3号、令和6年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、ご説明申し上げます。

1ページをお開き願います。第1表 歳入歳出予算補正、歳入でございます。3款、繰入金を8万7000円減額。4款、繰越金を8万7000円追加し、補正前補正後の合計は同額の8052万6000円でございます。

2ページをお開き願います。歳出の補正はございません。

3ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書、歳入でございます。1款、後期高齢者医療保険料から5款、諸収入まですべての科目を載せたものでございます。

4ページをお開き願います。歳出でございます。1款、総務費から4款、予備費まですべての科目を載せたものでございます。

5ページをお開き願います。歳入でございます。3款、繰入金、1項、一般会計繰入金、1目、事務費繰入金につきましては、前年度繰越金の確定により8万7000円の減額でございます。

6ページをお開き願います。4款、1項、1目、繰越金につきましては、前年度繰越金の確定により8万7000円を追加するものでございます。以上で議案第3号の説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第3号『令和6年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第3号『令和6年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）』は、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第4号

仁木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

○議長（横関一雄）日程第11、議案第4号『仁木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第4号、仁木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について。仁木町国民健康保険税条例（昭和33年仁木町条例第8号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。令和6年6月19日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、菊地福祉課長からご説明いたしますので、ご審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）菊地福祉課長。

○福祉課長（菊地健文）議案第4号、仁木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定につきまして、ご説明申し上げます。

今回の条例改正に係る概要についてご説明申し上げます。地方税法施行令等の一部を改正する政令が令和6年3月30日に公布され、令和6年4月1日から施行されたことに伴い、仁木町国民健康保険税条例につきましても、国民健康保険の保険税負担の公平性の確保を図るため、所要の改正を行うものでございます。なお、本件につきましては、本年5月17日開催の令和6年度第1回仁木町国民健康保険税審議会に諮問し適当と認める答申をいただいていることを申し添えます。

それでは、改め文の朗読を省略し、新旧対照表でご説明いたします。

新旧対照表1ページをお開き願います。表の右側が現行、左側が改正案でございます。なお下線を付してある箇所が改正箇所でございます。

第2条第3項では、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を「22万円」から「24万円」に引き上げるものでございます。第23条第1項第1号では、先ほどと同様に、後期高齢者課税限度額を「22万円」から「24万円」に引き上げるもの、同項第2号では、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定におい

て被保険者等の数に乘すべき金額を「29万円」から「29万5000円」に引き上げるものでございます。

2 ページをお開き願います。同じく第 3 号では、2 割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者等の数に乘すべき金額を「53万5000円」から「54万5000円」に引き上げるものでございます。附則の第 1 項は施行期日の定めであり、公布の日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用するものであります。第 2 項は適用区分の定めであり、改正後の仁木町国民健康保険税条例の規定は令和 6 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 5 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるというものであります。以上で議案第 4 号についての説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第 4 号『仁木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第 4 号『仁木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について』は、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第 5 号

仁木町水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

○議長（横関一雄）日程第12、議案第 5 号『仁木町水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部を改正する条例制定について』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第 5 号、仁木町水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部を改正する条例制定について。仁木町水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準を定める条例（平成24年仁木町条例第20号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。令和 6 年 6 月 19 日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、渡辺建設課長の方からご説明いたしますので、ご審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）渡辺建設課長。

○建設課長（渡辺 優）議案第 5 号、仁木町水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部を改正する条例制定について、ご説明申し上げます。

この度の条例改正に至った経緯と改正趣旨をご説明申し上げます。令和 6 年 3 月 29 日に、生活衛生等関

係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理等に関する省令が公布され、水道法施行規則の一部が改正されたことに伴い、仁木町水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部を改正する必要が生じたので、所要の改正を行うものであります。

改正の要旨といたしましては、水道法施行規則条文の「厚生労働大臣」と規定されていた箇所について、「国土交通大臣及び環境大臣」に改正を行ったもので、本条例につきましても、第4条第6号中の「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改正するもので、本条例につきましても同様の内容に改正するものであります。

改め文の朗読を省略し、新旧対照表でご説明いたします。

新旧対照表をお開き願います。右側欄が現行の条例でありまして、左側欄が改正後となっております。アンダーラインを付してある箇所が改正箇所であります。第4条につきましては、水道技術管理者の資格について定めているもので、第6号中の改正前では「厚生労働大臣」、改正後では「国土交通大臣及び環境大臣」に改めるものであります。附則につきましては、施行期日の定めであり、この条例は公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用するというものであります。以上で説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。4番・佐藤議員。

○議員（佐藤秀教）それでは1点だけ、ちょっと伺いたいと思います。

只今上程されました条例の一部改正につきましては、只今の説明で、水道法施行規則の改正によって、その権限を厚生労働大臣から国土交通大臣及び環境大臣に移管されたことによる条例改正ということで理解をしますが、これらの権限を厚生労働省から国土交通省及び環境省に移管されたこの経緯について伺いたいと思います。

○議長（横関一雄）渡辺建設課長。

○建設課長（渡辺 優）只今のご質問についてお答えいたします。

今回の移管された経緯についてですが、国は、今まで水道の整備及び管理行政における課題であった水道事業の経営基盤強化、老朽化への対応、災害発生時における早急な復旧支援などに対し、国土交通省が施設の整備や下水道運営、災害対応に関する能力や知見を持っていることから、水道整備管理行政を一元的に担当することで、その成果や効率が図られること、更に環境省においては、安全・安心に関する専門的な能力、知見に基づき、水質基準の策定を担う他、水質・衛生に関する一部の業務について、国交省の協議に応じるなど国民の水道に対する安全・安心をより高めるということで、厚生労働省から国土交通省及び環境省に移管されたという経緯でございます。以上です。

○議長（横関一雄）よろしいですか。4番・佐藤議員。

○議員（佐藤秀教）そこで、町は当然事業主体ですから、今仰った布設工事監督者及び水道技術管理者がそれぞれ配置されているかと思いますが、今現在建設課の方では、それぞれ何名有資格者がいるんでしょうか。

○議長（横関一雄）渡辺建設課長。

○建設課長（渡辺 優）只今のご質問についてお答えいたします。

まず水道技術管理者につきましては、私を含めて3名有資格者になっている職員がおります。布設工事

監督員につきましては4名が有資格者となっております。以上です。

○議長（横関一雄）4番・佐藤議員。

○議員（佐藤秀教）多分その今仰ったのは、全体だと思うんですね。今、答弁いただきましたかったのは、今現在建設課で有資格者がそれぞれ何名いらっしゃいますかということなんですね。

○議長（横関一雄）渡辺建設課長。

○建設課長（渡辺 優）大変失礼いたしました。

建設課の中では、私含めて3名が布設工事監督者の対象となっております。水道技術管理者につきましては2名の職員が対象となっており、私が今水道技術管理者の任命を受けているという部分でございます。以上でございます。

○議長（横関一雄）よろしいですか。他にございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第5号『仁木町水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部を改正する条例制定について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第5号『仁木町水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部を改正する条例制定について』は、原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第6号

大江辺地に係る総合整備計画の変更について

○議長（横関一雄）日程第13、議案第6号『大江辺地に係る総合整備計画の変更について』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第6号、大江辺地に係る総合整備計画の変更について。辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第8項の規定により準用する同法第3条第1項の規定により、大江辺地に係る総合整備計画の一部を別紙のとおり変更したいので、議会の議決を求める。令和6年6月19日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、新見財政課長の方からご説明いたしますので、ご審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）新見財政課長。

○財政課長（新見 信）議案第6号、大江辺地に係る総合整備計画の変更について、ご説明申し上げます。

本計画につきましては、起債を活用する事業計画のある地区の総合整備を定めているもので、計画を定

めることで充当率100%、交付税算入率80%の有利な辺地対策事業債の活用を図ることができるものでございます。

次のページをお開きください。大江地区総合整備計画につきましては、3. 公共的施設の整備計画の観光レクリエーション施設の欄につきまして、仁木町民スキー場のリフト・ナイター照明更新事業費の増額により更新するものであります。変更後は、括弧書きで、事業費は2億3858万8000円、一般財源も同額の2億3858万8000円で、うち辺地対策事業債は2億3850万円を予定しております。変更後の合計事業費は8億2728万4000円、辺地対策事業債は4億3690万円でございます。以上で議案第6号の説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第6号『大江辺地に係る総合整備計画の変更について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第6号『大江辺地に係る総合整備計画の変更について』は、原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第7号

北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更について

○議長（横関一雄）日程第14、議案第7号『北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更について』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第7号、北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更について。地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、関係地方公共団体と北海道後期高齢者医療広域連合規約を別紙のとおり変更するための協議をすることについて、同法第291条の11の規定により、議会の議決を求める。令和6年6月19日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、菊地福祉課長よりご説明いたしますので、ご審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）菊地福祉課長。

○福祉課長（菊地健文）議案第7号、北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更につきまして、ご説明申し上げます。

今回の規約変更の趣旨をご説明いたします。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律による、令和6年12月2日からのマイナンバーカードと被保険者

証一体化による被保険者証の廃止に伴い、北海道後期高齢者医療広域連合規約を変更する必要性が生じたことによるものでございます。規約の変更に当たりましては、地方自治法第291条の3の規定により関係市町村の協議によりこれを定め、同法291条の11の規定により関係市町村の議会の議決を要するため、本町におきましても、今定例会に提案させていただいたものでございます。

それでは改め文の朗読を省略させていただきまして、新旧対照表の1ページをお開き願います。表の右側が現行、左側が改正案となっております。第4条、広域連合は、高齢者医療の確保に関する法律及び高齢者医療確保法に基づく命令に基づき後期高齢者医療広域連合が行うものとされた後期高齢者医療の事務及びそれに付随する事務を処理する。という内容に全部改正し、それに伴い、別表第1を削除するものでございます。第19条では、先ほどの第4条で別表第1を削除したことにより、「別表第2」の箇所を「別表」に文言修正したものでございます。

2ページをお開き願います。附則は施行期日の定めであり、この規約は地方自治法第291条の3第1項の規定による北海道知事の許可の日から施行するものでございます。以上で議案第7号の説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第7号『北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第7号『北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更について』は、原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第8号

令和6・7年度仁木町民スキー場リフト・ナイター照明改修工事請負契約の締結について

○議長（横関一雄）日程第15、議案第8号『令和6・7年度仁木町民スキー場リフト・ナイター照明改修工事請負契約の締結について』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第8号、令和6・7年度仁木町民スキー場リフト・ナイター照明改修工事請負契約の締結について。令和6・7年度仁木町民スキー場リフト・ナイター照明改修工事請負契約を次のとおり締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年仁木町条例第11号）第2条の規定により、議会の議決を求める。令和6年6月19日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。記といたしまして、契約の相手方は、札幌市中央区宮の森4条1丁目3番35号、日本ケーブル株式会社札幌支店 札幌支店長 江場 健でございます。

契約金額は 5 億 270 万円で、うち消費税及び地方消費税分が 4570 万円となっております。工期は令和 6 年 7 月 1 日から令和 7 年 12 月 1 日までであります。詳細につきましては、河井産業課参事よりご説明いたしますので、ご審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）河井産業課参事。

○産業課参事（河井 健）議案第 8 号、令和 6・7 年度仁木町民スキー場リフト・ナイター照明改修工事請負契約の締結について、ご説明申し上げます。

工事請負の契約につきましては、町の条例により予定価格が 5000 万円以上となる場合は、議会の議決に付さなければならず、本工事の予定価格は 5 億 1027 万 9000 円でありましたので、本定例会に上程してございます。

お手元の入札結果一覧表 1 ページをお開き願います。指名業者につきましては、索道の設計・製造・販売を目的としている業者 3 者を指名し、6 月 13 日に入札を執行いたしました。入札結果につきましては、第 1 回目の入札におきまして、日本ケーブル株式会社札幌支店が落札しております。落札金額につきましては 4 億 5700 万円でございます。この金額は入札書比較価格 4 億 6389 万円に対し、98.5%の額となっております。なお消費税を含む契約金額につきましては 5 億 270 万円、予定工期につきましては、令和 6 年 7 月 1 日から令和 7 年 12 月 1 日まででございます。

2 ページをお開き願います。工事概要につきましては、既存索道施設の撤去、電気ナイター照明設備を含む索道施設の新設、搬器運転室等の新設、既存樹木の伐採及び枝払いでございます。図に関しましては左側が山麓側、右側が山頂側となっております。赤い線につきましては、リフトのワイヤー部で、延長が 534m、青丸部につきましては、ナイターの LED 照明 13 か所の設置予定箇所でございます。緑の斜線部につきましては、樹木の伐採、枝払い予定箇所でございます。左下にはリフト搬器の概要を掲載してございます。説明は以上です。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。4 番・佐藤議員。

○議員（佐藤秀教）只今のご説明で、今回、指名競争入札ということで、3 者を指名しておりますけれども、この 3 者とした根拠をもう少し具体的に説明願いたいと思います。

○議長（横関一雄）河井産業課参事。

○産業課参事（河井 健）只今の質問にお答えをいたします。

先ほどの説明の中で、指名業者につきましては索道の設計・製造・販売を目的としている業者 3 者という説明をいたしましたが、もう少し詳しくお答えいたしますと、指名願の届出の書類の中でですね、登記簿謄本の全部事項証明書を添付してございまして、その中の目的の欄に掲載している項目が索道の設計・製造・販売を目的としているという項目の掲載がございますので、その掲載されている業者が 3 者であったということから、3 者を指名してございます。以上です。

○議長（横関一雄）4 番・佐藤議員。

○議員（佐藤秀教）指名願を精査し、その中で 3 者を決定したという説明だと思うんですが、この膨大な指名願の中から、この 3 者を抜粋するというのは、かなり困難かなと思うんですが、その辺はどうだったんでしょうか。あくまでも業者の方から、こういう事業があるということで、積極的に営業されてきたのか、それでそれらを精査して、この 3 者を決定したのか、その辺についてもう少し具体的にご説明願えな

いでしょうか。

○議長（横関一雄）河井産業課参事。

○産業課参事（河井 健）佐藤議員の仰るとおりですね、指名願の登録をしている事業者は膨大な数に及びますので、当然全部当方で把握しているわけではございませんので、事前の打合せ等の中でですね、関係している事業者等の方からですね、事業者をお伺いして、その中で当町で登録している業者があるかというのを確認した上でですね、登録者名簿を確認しまして登録している業者の方は確認してございます。以上です。

○議長（横関一雄）よろしいですか。他にございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第8号『令和6・7年度仁木町民スキー場リフト・ナイター照明改修工事請負契約の締結について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第8号『令和6・7年度仁木町民スキー場リフト・ナイター照明改修工事請負契約の締結について』は、原案のとおり可決されました。

日程第16 意見案第3号

ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書

○議長（横関一雄）日程第16、意見案第3号『ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書』を議題とします。

本件について、提出議員の説明を求めます。5番・野崎議員。

○5番（野崎明廣）提出意見書について説明いたします。

別冊議案書の4ページです。意見案第3号、ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書。上記意見案を別紙のとおり提出する。令和6年6月19日提出。提出者は私、野崎明廣。賛成者は、前田春奈議員です。意見書の内容につきましては、5ページに記載のとおりです。提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、復興大臣です。ご可決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

野崎議員、自席へお戻りください。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、意見案第3号『ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、意見案第3号『ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書』は、原案のとおり可決されました。

日程第17 議員の派遣

○議長（横関一雄）日程第17『議員の派遣』の件を議題とします。

お諮りします。本件については、議会運営委員会委員長報告のとおり、令和6年6月29日江別市で開催される北海道女性議員協議会総会に前田議員及び上村議員を、7月2日札幌市で開催される北海道町村議会議長会主催の議員研修会に全議員を、7月16日留寿都村で開催される後志町村議会議員研修会に全議員を派遣することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、令和6年6月29日の江別市での女性議員協議会総会に前田議員及び上村議員を、7月2日の札幌市での研修会、及び7月16日の留寿都村での研修会に全議員を派遣することに決定しました。

日程第18 委員会の閉会中の継続審査

○議長（横関一雄）日程第18『委員会の閉会中の継続審査』の件を議題とします。

木村議会運営委員会委員長、嶋田議会広報編集特別委員会委員長より各委員会に関する事項について、仁木町議会会議規則第74条の規定により、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第19 委員会の閉会中の所管事務調査

○議長（横関一雄）日程第19『委員会の閉会中の所管事務調査』の件を議題とします。

野崎総務経済常任委員会委員長から、所管事務事項について、仁木町議会会議規則第74条の規定により、閉会中の所管事務調査の申し出があります。

お諮りします。野崎総務経済常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の所管事務調査とすること

にご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、野崎総務経済常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の所管事務調査とすることに決定しました。

暫時休憩します。

休 憩 午前11時56分

再 開 午前11時56分

○議長（横関一雄）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、9名です。

佐藤町長から発言の申し出がありますので、これを許します。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）横関議長のお取り計らいにより、発言の機会を賜り誠にありがとうございます。

令和6年第2回仁木町議会定例会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位には本定例会にご提案いたしました案件につきまして、格別なご審議のもとご可決を賜り心より感謝申し上げます。

先週末参加しました大江の運動会を通じて、改めてコミュニティの大切さを実感してきたところでありますが、地方は以前から人口減少や少子高齢化の影響により、かつてのコミュニティを維持することが困難な状況に追い込まれ、国は地方創生を重点政策に掲げて取組を進めてきました。先日政府は、地方創生の10年間の取組を検証した報告書を発表しましたが、その内容として、人口減少や東京圏への一極集中など大きな流れを変えるには至っておらず、地方が厳しい状況にあるとの総括でありました。更に人口増の成果が上がっている地域の多くは移住増加によるものだとして、地域間での人口の奪い合いになっていると指摘されているとの検証が出されました。都市部への一極集中が是正されていないのであれば、自治体同士での人口の奪い合いになってしまっている状況は国としても戦略として見直すべきであり、このことにより人口減に拍車がかかっている自治体に対して対策を講じなければ、本末転倒の結果を生み出しかねません。地方の自立なくして国の健全化の姿はないとの思いで、地方創生が始まる以前から主張してきた者として、施策自体の目的は肯定するべきものでありますが、その目的を達成させるべく効果を広げるには、各自治体へのきめ細かな支援が必要不可欠であると考えます。財政的、人的支援などに限らず、その地域が課題とするものへの支援策を明確にさせ、集中的に対策を講じていくことが重要であると、これまでの本町での取組を経て実感しているところであります。たとえ地方からの人口流出に歯止めがかからなくても、補助金に依存した移住者獲得にばかり注力するのではなく、産業の生産性や地方自治の効率性を高め、地域に豊かさをもたらす地道な取組が正当に評価される地方創生戦略を立案すべきであるとともに、それらを着実に進めることが、人口減少時代に地域の持続性を高める活性化策というのではないかという考えのもと、今後も本町独自の取組を進めてまいり所存であります。

結びに当たり、これから町内で各イベントが開催される時期に入り、議員の皆さまも出席される機会が多くなることと存じますが、統計を取り始めて以降、125年間で最も暑かった昨年より今年は猛暑になると予想されておりますので、熱中症対策をされ、くれぐれもご自愛くださいますよう心からお願い申し上げ、閉会にあたってのご挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

○議長（横関一雄）お諮りします。

本定例会に付された事件はすべて終了しました。

したがって、仁木町議会会議規則第6条の規定により、閉会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

これで、本日の会議を閉じます。

令和6年第2回仁木町議会定例会を閉会いたします。ご審議、大変ご苦労さまでした。

閉 会 正 午

以上、会議の経過は書記が記録したものであるが、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

令和6年第2回仁木町議会定例会議決結果表

会 期 令和6年6月19日～6月19日（1日間）

（ 開会 ～ 午前9時30分 ／ 閉会 ～ 正 午 ）

議 案 番 号	議 件 名	議決年月日	議決結果
報 告 第1号	令和5年度仁木町繰越明許費繰越計算書の報告について	R6.6.19	報 告
議 案 第1号	令和6年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第2号）	R6.6.19	原案可決
議 案 第2号	令和6年度余市郡仁木町国民健康保険事業会計補正予算（第2号）	R6.6.19	原案可決
議 案 第3号	令和6年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	R6.6.19	原案可決
議 案 第4号	仁木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について	R6.6.19	原案可決
議 案 第5号	仁木町水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部を改正する条例制定について	R6.6.19	原案可決
議 案 第6号	大江辺地に係る総合整備計画の変更について	R6.6.19	原案可決
議 案 第7号	北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更について	R6.6.19	原案可決
議 案 第8号	令和6・7年度仁木町民スキー場リフト・ナイター照明改修工事請負契約の締結について	R6.6.19	原案可決
意見案 第3号	ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書	R6.6.19	原案可決